

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 26 年度遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 26 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 26 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 2 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 11 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 12 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 13 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 日程第 14 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 15 議案第 5 号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 6 号 遠軽町個人情報保護条例の制定について
- 日程第 17 議案第 7 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について
- 日程第 18 議案第 8 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について
- 日程第 19 議案第 9 号 遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 10 号 遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 11 号 町道路線の変更について
- 日程第 22 議案第 12 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 23 議案第 13 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 24 議案第 14 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 日程第 2 5 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 認定第 1 号 平成 2 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 号 平成 2 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 3 号 平成 2 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 4 号 平成 2 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 5 号 平成 2 6 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 6 号 平成 2 6 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 7 号 平成 2 6 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 8 号 平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 7 一般質問
- 日程第 3 8 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 9 議案第 5 号 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
（付託案件）  
（総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 7 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 4 0 議案第 7 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について  
（付託案件）  
（民生常任委員会審査報告、平成 2 7 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 4 1 議案第 8 号 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について  
（付託案件）  
（民生常任委員会審査報告、平成 2 7 年第 4 回定例会付託）
- 日程第 4 2 認定第 1 号 平成 2 6 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件）  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 認定第 2 号 平成 2 6 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件）  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 認定第 3 号 平成 2 6 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件）

- (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 5 認定第 4 号 平成 2 6 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
(付託案件) ついて  
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 6 認定第 5 号 平成 2 6 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決  
(付託案件) 算認定について  
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 7 認定第 6 号 平成 2 6 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳  
(付託案件) 出決算認定について  
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 8 認定第 7 号 平成 2 6 年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 9 認定第 8 号 平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 5 0 発委第 1 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 5 1 意見案第 1 号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推  
進を求める意見書
- 日程第 5 2 意見案第 2 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 日程第 5 3 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 5 4 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

## 平成 27 年第 4 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 9 月 7 日（月）午前 10 時 00 分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について   |
| 日程第 3  |         | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明   |
| 日程第 4  | 報告第 1 号 | 平成 26 年度遠軽町一般会計継続費について  |
| 日程第 5  | 報告第 2 号 | 平成 26 年度遠軽町健全化判断比率について  |
| 日程第 6  | 報告第 3 号 | 平成 26 年度遠軽町資金不足比率について   |
| 日程第 7  | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて   |
| 日程第 8  | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について  |
| 日程第 9  | 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命について  |
| 日程第 10 | 同意第 2 号 | 公平委員会委員の選任について  |
| 日程第 11 | 議案第 1 号 | 表彰について  |
| 日程第 12 | 議案第 2 号 | 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について         |
| 日程第 13 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について             |
| 日程第 15 | 議案第 5 号 | 遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について                              |
| 日程第 16 | 議案第 6 号 | 遠軽町個人情報保護条例の制定について  |
| 日程第 17 | 議案第 7 号 | 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について                                |
| 日程第 18 | 議案第 8 号 | 遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について                                  |

《平成 27 年 9 月 7 日》

- 日程第 19 議案第 9 号 遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 10 号 遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 11 号 町道路線の変更について
- 日程第 22 議案第 12 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 23 議案第 13 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 24 議案第 14 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 25 議案第 15 号 平成 27 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 16 号 平成 27 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 17 号 平成 27 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 18 号 平成 27 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 認定第 1 号 平成 26 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 2 号 平成 26 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 3 号 平成 26 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 4 号 平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 5 号 平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 6 号 平成 26 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 7 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 36 認定第 8 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

《平成 27 年 9 月 7 日》

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	新山 史賢 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会 委員長	新国 純一 君

---

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	総務部長	加藤 俊之 君
民生部長	松橋 行雄 君	経済部長	鈴木 光男 君
経済部技監	中川原 英明 君	総務課長	舟木 淳次 君
情報管財課長	中村 哲男 君	企画課長	佐藤 祐治 君
財政課長	大堀 聡 君	ジオパーク推進課長	鴻上 栄治 君
保健福祉課長	小谷 英充 君	住民生活課長	小野寺 正彦 君
税務課長	会津 靖朗 君	子育て支援課長	菊地 隆 君
農政林務課長	澤口 浩幸 君	農政林務課参事	笹原 英視 君
商工観光課長	伊藤 雅彦 君	建設課長	内野 清一 君
建設課参事	金沢 一彦 君	水道課長	久保 英之 君
生田原総合支所長	平間 敏春 君	丸瀬布総合支所長	只野 博之 君
白滝総合支所長	荒井 正教 君	会計管理者	小野寺 健 君
丸瀬布総合支所産業課長	増田 真一 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	寒河江 陽一 君	教育部総務課長	大貫 雅英 君
社会教育課長	堀嶋 英俊 君	社会教育課参事	門脇 和仁 君
図書館長	佐川 哲史 君	学校給食センター所長	古賀 伸次 君
監査委員事務局長	伯谷 和昭 君	選挙管理委員会事務局長	伯谷 和昭 君
農業委員会事務局長	河本 伸二 君		

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江 陽一郎 君	事務局主幹	渡邊 亮司 君
庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君		

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成27年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成27年度分例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第37までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げます。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、山谷議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成27年第4回遠軽町議会定例会の会期につきまして

は、9月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月14日までの8日間と決定いたしました。

なお、9月9日、10日及び11日は決算審査のため、9月12日及び13日は休日のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月10日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月14日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの8日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成27年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成27年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、遠軽厚生病院の産婦人科についてであります。4月中旬に産婦人科医師の減員の連絡を受けた直後から、遠紋地区の市町村や自治会を初めとする地域住民の方々とも連携を図り、旭川医科大学を初め、国、北海道及び北海道厚生連等に対して要望活動を行ってまいりましたが、残念ながら本年9月末をもって遠軽厚生病院での出産は困難な状態となりました。

しかしながら、旭川医科大学からの出張医により、毎月第2週及び第4週の火曜日と水曜日に妊婦健診は受けられる見通しとなりましたので、今後は妊娠32週までは遠軽厚生病院で受診し、その後は出産する病院を紹介していただくこととなります。

町といたしましては、現在通院している妊婦の不安を解消するため、遠軽厚生病院に対し、責任を持って転医先の確保と紹介を行うよう要請するとともに、通院経費の助成等を行いながら、引き続き、あらゆる機会を通じて産婦人科の再開と現行医療制度の改善について要望活動を行ってまいります。

なお、通院経費の助成等に係る経費につきましては、追加議案として補正予算の提出を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

《平成27年9月7日》

次に、大雨による被害についてであります。前線を伴った低気圧の影響により、7月31日夜に大雨警報が発令され、その後、非常に激しい雨となり、降り始めから8月1日正午までの降水量は、遠軽地域で90ミリ、丸瀬布地域で115ミリを記録いたしました。

この雨の影響により、1日未明には本町で初めてとなる土砂災害警戒情報が発令されたことから、災害対策本部を設置し、非常時に備え、危険箇所の巡視及び情報収集等を行ったところです。

幸い人命に関わる大きな被害はありませんでしたが、道路、河川及び公園において、路面洗掘、土砂堆積等の被害を受けたことから、現在復旧に向け順次対応しているところです。

なお、これらに要する経費につきましては、専決処分させていただきましたので、本議会に報告し承認をお願いするものです。

また、この雨の影響により、丸瀬布南丸地区でJR石北本線の路盤流出が発生し、上川駅から遠軽駅までが約1週間にわたり不通になったことに伴い、町におきましても、学生など朝夕の交通手段を確保するため、白滝駅から遠軽高校までバスの運行を行ったところです。

次に、商工観光関係につきましては、7月26日に「大雪山ウルトラトレイル」を開催したところです。この大会は、遠軽町、上川町及び東川町の3町が連携し、実施してまいりましたが、日程の関係から、今回は遠軽町単独での開催となったものです。

大会には、昨年の大会の約2倍に当たる570人のエントリーがあり、3種目全体での完走率は84%で、北海道ならではの大自然と雄大なロケーションを十分に堪能していただけましたものと確信をしているところです。

また、本大会を初めとして、町内の各地域では、「ヤマベまつり」や「アンジくんのふるさとまつり」などのイベントが開催され、大いに賑わったところであり、特に森林公園いこいの森で開催されました「まるせっぷ観光まつり」は大変盛況となり、約1万3,000人の人出があったところです。

主催していただきました各実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、要望関係についてであります。7月28日に本年4月設立の遠軽地区総合開発期成会として遠軽地区3町の懸案事項について、7月29日、30日には遠軽北見道路整備促進期成会として遠軽北見道路の整備促進について、関係省庁及び国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

また、8月4日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、北海道における自衛隊の充足率の向上並びに今後予定されている現中期防衛力整備計画の見直しや次期中期防衛力整備計画の策定において、北海道における自衛隊体制の強化について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

《平成27年9月7日》

次に、地域おこし協力隊についてであります。遠軽町で初めてとなる隊員を8月1日付で1人任用し、自然環境保全業務を行うためジオパーク推進課に配置し、ジオツアーのサポートや来訪者への対応などに従事させております。

今後、さらに遠軽町の魅力を広く発信するとともに、地域の活性化につなげるため、積極的な活用を図っていきたいと考えております。

次に、防災についてであります。8月6日に遠軽町災害対策本部図上訓練を初めて実施しました。

災害対策本部要員の災害対処能力の向上並びに地域防災計画の熟知及び検証を図ることを目的として、自衛隊、警察署、消防署等の関係機関と協力し、自然災害を想定した訓練を行ったところであります。

今後も、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、遠軽町合併10周年記念事業についてであります。8月20日に札幌交響楽団遠軽公演を開催いたしました。すぐれた音楽の鑑賞機会となった公演には、約600人の来場があり、さらなる芸術・文化活動の発展につながったものと考えております。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。昨年度に引き続き、ジャパンラグビートップリーグに昇格したホンダヒートや横浜隼人高校硬式野球部等の合宿が行われ、8月末までの合宿数は、6競技、54団体で1,288人となり、交流人口の増加及び地域経済の活性化につながったものと考えております。

今後も、合宿団体との交流による子どもたちのスポーツ力向上、地域経済の活性化に向けて積極的に合宿誘致に取り組んでまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号平成26年度遠軽町一般会計継続費については、平成26年度遠軽町一般会計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号平成26年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第3号平成26年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、大雨による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります湯浅正・氏が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者として六車潔氏を、平

成27年12月31日をもって任期満了となります岩船定男氏につきましては、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります大西憲治氏が平成27年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号公平委員会委員の選任については、現委員であります菊地健文氏が平成27年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について及び議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合同約の変更については、各組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町個人情報保護条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定については、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定については、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の貸し付けにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正については、医師又は看護師として遠軽町内の医療機関に勤務する者に対し、遠軽町奨学資金の償還を減免するため本条例を定めるものです。

議案第11号町道路線の変更については、道路用地の取得に伴い、町道路線を変更するものです。

《平成27年9月7日》

議案第12号工事請負契約の変更契約の締結については、平成26年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）について議会の議決を求めるものです。

議案第13号平成26年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第14号平成26年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第15号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金及び繰入金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、ふるさと納税寄附金の件数の増加に伴う謝礼に係る経費、合併10周年記念講演会等に係る経費、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付事業に係る経費、社会保障・税番号制度開始に伴う関連経費、中体連等全道大会出場に伴う学校行事負担金並びにスポーツ合宿増に伴う社会体育振興補助金の追加等を計上したところです。

議案第16号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護給付費負担金等の返還金を計上したところです。

議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）については、丸瀬布簡易水道施設復旧工事に係る経費を計上したところです。

議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、嘱託職員の任用に係る経費を計上したところです。

認定第1号から認定第8号までについては、平成26年度遠軽町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算認定について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成26年度遠軽町一般会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第1号平成26年度遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計継続費につきましては、別紙のとおり継続年度が終了しま

したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成26年度遠軽町一般会計継続費につきましては、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路改良舗装工事を平成25年度及び平成26年度の2か年で実施したもので、全体計画6,700万円に対し、実績6,694万9,200円となったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号平成26年度遠軽町一般会計継続費についてを終わります。

---

### ◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成26年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成26年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第2号平成26年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

平成26年度遠軽町健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、遠軽町においては一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、平成26年度においては10.7%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、平成26年度においては21.7%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番12に健全化判断比率に係る監査委員の意見をつけておりますので、御参照

《平成27年9月7日》

をお願いいたします。

以上で報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号平成26年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

平成26年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番12及び14に資金不足比率に係る監査委員の意見をつけておりますので御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号平成26年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成26年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号平成26年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成26年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

---

#### ◎日程第7 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第10号につきましては、大雨による災害対応に伴い、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、8月

1日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億6,192万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に2,998万6,000円を追加し、総額を7,998万6,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計155億3,193万7,000円に2,998万6,000円を追加し、総額を155億6,192万3,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に2,998万6,000円を追加し、総額を3,298万6,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計155億3,193万7,000円に2,998万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の155億6,192万3,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業2,998万6,000円は、7月31日深夜から8月1日早朝にかけての大雨による災害対応に係る経費として、時間外及び休日勤務手当45万7,000円、機械借上料1,039万1,000円、社名湊原野道路災害復旧工事1,100万円、カクレ沢原野道路災害復旧工事250万円、原材料費563万8,000円を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,998万6,000円は、前年度繰越金の追加です。

なお、赤番3に被害一覧及び被害箇所位置図をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

《平成27年9月7日》

1 1 款災害復旧費、8 ページから9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1 9 款繰越金、6 ページから7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分承認を求めことについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第8 諮問第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員湯浅正・氏が平成27年9月30日、岩船定男氏が平成27年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めものであります。

住所、遠軽町生田原安国245番地22。

氏名、六車潔氏。

生年月日、昭和27年5月12日。

住所、遠軽町白滝719番地3。

氏名、岩船定男氏。

生年月日、昭和19年10月25日であります。

六車潔氏、岩船定男氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成27年9月7日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第9 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

遠軽町教育委員会委員大西憲治氏が平成27年11月8日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原433番地。

氏名、大西憲治氏。

生年月日、昭和28年5月3日であります。

大西憲治氏は、人格高潔で教育に関して識見を有する方でありますので、遠軽町教育委員会委員としまして任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 同意第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

遠軽町公平委員会委員、菊地健文氏が平成27年11月8日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町大通南3丁目2番地13。

氏名、菊地健文氏。

生年月日、昭和23年2月19日であります。

菊地健文氏は、人格高潔で地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方でありますので、遠軽町公平委員会委員としまして選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号イに該当いたします自治功労でありまして、遠軽町議会議員として12年以上在職されております、遠軽町南町3丁目4番地5

28、杉本信一様、同じく遠軽町議会議員として12年以上在職されております、遠軽町西町1丁目3番地1、山谷敬二様であります。

2といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、遠軽町公平委員会委員として12年以上在職されております、遠軽町大通南4丁目2番地5、和田修様であります。

3といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当いたします自治功労でありまして、遠軽町交通安全指導員として20年以上在職されております、遠軽町白滝298番地10、湯川和弘様、同じく遠軽町文化財保護審議会委員として20年以上在職されております、遠軽町南町3丁目4番地210、澤井健一郎様、同じく遠軽町文化財保護審議会委員として20年以上在職されております、遠軽町大通北8丁目3番地27、藤本重男様であります。

次のページをお開き願います。

4といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、東京都新宿区下落合2丁目21番14号401、片平俊治様から医師養成確保修学資金貸付資金といたしまして1,000万円、同じく札幌市豊平区西岡2条4丁目4番18号、大久憲恒様からまちづくり振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

5といたしまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されております遠軽町若咲内131番地、林秀和様、遠軽町丸瀬布水谷町68番地42、石井康子様、遠軽町丸瀬布水谷町68番地20、小野都様、遠軽町西町3丁目4番地33、木村友則様、遠軽町丸瀬布水谷町68番地82、木村幸江様、遠軽町丸瀬布水谷町68番地23、森眞裕美様、遠軽町丸瀬布西町3番地7、山本美栄子様、遠軽町白滝682番地、加藤優子様、遠軽町白滝308番地8、川村貴美子様、遠軽町生田原478番地1、秋元恭子様、遠軽町生田原145番地67、岡村重子様、遠軽町生田原安国245番地11、加藤満寿美様、遠軽町生田原247番地1、佐々木孝江様、遠軽町生田原442番地、松尾博子様、遠軽町南町2丁目3番地30、阿部覚仁様、遠軽町西町1丁目4番地1、成田安史様であります。

以上、24件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成27年9月7日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第2号から日程第14 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第12 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第13 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第14 議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

平成27年3月31日に道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合及び平成28年3月31日に西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合の脱退並びに総務大臣の許可の日から、とちかち広域消防事務組合が加入すること並びに北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表から、脱退する「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、新たに加入する「とちかち広域消防事務組合」を北十勝2町環境衛生処理組合の次に加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の項の改正規定(「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)は平成28年4月1日から施行する。

2といたしまして、変更後の北海道市町村職員退職手当組合規約は、横書きに改める。このため、横書きにするための表記の改定について規定しております。

《平成27年9月7日》

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

平成27年3月31日に道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合及び平成28年3月31日に東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合の脱退並びに総務大臣の許可の日からとち広域消防事務組合が加入すること並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第1条につきましては、地方公務員等共済組合法の一部改正により、地方議会議員年金制度が廃止されたことに伴う条文の整理であります。

別表第1につきましては、脱退する「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、新たに加入する「とち広域消防事務組合」を道央廃棄物処理組合の次に加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、各組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

平成27年3月31日に道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合及び平成28年3月31日に東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合及び南十勝消防事務組合の脱退並びに総務大臣の許可の日からとち広域消防事務組合が加入すること並びに北海道市町村総合事務組合規約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表第1につきましては、脱退する「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南

十勝消防事務組合」を削り、新たに加入する「とちろ広域消防事務組合」を十勝中部広域水道企業団の次に加えるものであり、これらに伴う団体の数についても改正をするものがあります。

別表第2につきましては、1から7の項中、脱退する「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、白老町の次に、新たに加入する「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、同表9の項中、脱退する「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、新たに加入する「とちろ広域消防事務組合」を十勝中部広域水道企業団の次に加えるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1、十勝総合振興局の項中の改正規定、別表第2、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2、9の項の共同処理する団体欄中の改正規定は、括弧書きの各組合を除き平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

《平成27年9月7日》

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北海道市町村総合事務組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長(中村哲男君) 議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明をいたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い制定するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

本条例は、6条の構成となっております。

第1条は、本条例の趣旨でありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要

な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、定義に関する規定でありまして、個人情報や特定個人情報など条例で使用する用語について定めております。

第3条は、町の責務について定めております。

第4条は、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲に関して定めております。

第5条は、番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関して定めております。

第6条は、委任に関する規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

第5条の規定に基づく別表として、情報照会機関等に関して定めております。

なお、次のページに、参考資料として本条例の施行規則をつけておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程16 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第6号遠軽町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第6号遠軽町個人情報保護条例の制定について御説明いたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い制定するものであります。

《平成27年9月7日》

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町個人情報保護条例。

遠軽町個人情報保護条例(平成17年遠軽町条例第14号)の全部を改正する。

本条例は、第1章から第5章までの62条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、6条の構成となっております。

第1条は、目的に関する規定でありまして、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利、利益を保護することなどを目的と定めております。

第2条は、定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めております。

第3条は町の責務、第4条は実施機関の責務、第5条は事業者の責務、第6条は町民の責務に関して定めております。

第2章、実施機関が保有する個人情報の保護は、41条の構成となっております。

第1節は、実施機関の義務に関する規定でありまして、第7条は個人情報取扱事務登録簿に関して、第8条は収集の制限に関して定めております。

第9条から第11条は、利用及び提供の制限に関して定めております。

第12条は提供先に対する措置要求に関して、第13条は電子計算組織を結合する方法による提供の制限に関して定めております。

第14条は適正管理、第15条は委託に伴う措置、第16条は職員等の義務に関してそれぞれ定めております。

第2節は、個人情報の開示に関する規定でありまして、第17条は自己に関する個人情報の開示の請求に関して定めております。

第18条は開示請求の手続、第19条は個人情報の開示義務、第20条は裁量的開示、第21条は個人情報の存否に関する情報の取扱い、第22条は開示等の決定、第23条は開示等の決定の通知に関してそれぞれ定めております。

第24条は個人情報の存否を明らかにしない決定、第25条は個人情報の不存在の通知、第26条は事案の移送、第27条は第三者に対する意見書提出の機会の付与等、第28条は自己に関する個人情報の開示の実施、第29条は費用の負担に関してそれぞれ定めております。

第3節は、個人情報の訂正に関する規定でありまして、第30条は自己に関する個人情報の訂正の請求、第31条は訂正請求の手続、第32条は個人情報の訂正義務、第33条は訂正請求に対する決定、第34条は訂正請求に対する決定の通知、第35条は事案の移送、第36条は個人情報の提供先への通知に関してそれぞれ定めております。

第4節は、個人情報の利用停止に関する規定でありまして、第37条は自己に関する個人情報の利用停止の請求、第38条は利用停止請求の手続、第39条は個人情報の利用停止義務、第40条は利用停止請求に対する決定、第41条は利用停止請求に対する決定の通知に関してそれぞれ定めております。

《平成27年9月7日》

第5節は、不服申立てに関する手続の規定でありまして、第42条は審査会への諮問、第43条は諮問をした旨の通知、第44条は第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続に関して定めております。

第6節は、苦情の申出の処理に関する規定で、第45条に定めております。

第7節は、他の制度との調整の規定でありまして、第46条は統計法に基づく統計調査等の適用除外に関して、第47条は法令等の規定による開示等に関して定めております。

第3章、事業者等が保有する個人情報の保護につきましては、8条の構成になっております。

第48条は事業者に対する指導助言、第49条は説明又は資料提出の要請、第50条は是正の勧告、第51条は事実の公表、第52条は苦情の申出の処理、第53条は出資法人の責務に関してそれぞれ定めております。

第54条と第55条は指定管理者の特例に関して、実施機関に準じた適正な取り扱いを行うための規定の準用などを定めております。

第4章、雑則につきましては、3条の構成になっております。

第56条は国等への協力の要請等、第57条は制度の運用状況の公表、第58条は委任に関してそれぞれ定めております。

第5章、罰則については、第59条から第62条までの4条の構成で、対象となる者や行為、罰則に関して定めております。

附則として、第1項は、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するものです。

附則第2項は、現に行われている個人情報取扱事務の登録簿への登録。

附則第3項は、改正前の遠軽町個人情報保護条例の規定によりなされた請求、処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 第3章の事業者等が保有する個人情報の保護についてですが、この中で、第49条に事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるとき、また、第50条には事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき

という条文になっていますが、これをチェックする部署というのは役場の中に設置するのでしょうか。誰が、いつ、どういう方法で不適正に扱っているということを認定するのか、その方法がはっきりしていれば教えていただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 内容等について精査をした中で、第50条の中で「審査会の意見を聴いた上で、その取扱いを訂正するよう勧告することができる」というふうにしておりまして、町のほうに審査会がございますので、その中で検討していただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 審査会は、不適正と認められるという事態になったときの審査会ではないでしょうか。だから、それ以前にチェックする部署がなければ、こういうのは出てこないと思うのですよね。そういう部署を役場の中に置くのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 基本的に、個人情報の取り扱い等に関しましては情報管財課のほうで取り扱っておりまして、情報管財のほうで確認をし、また、関係機関とも確認をしながらという整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そうすると、特別、適正に行われているかどうかということを常時チェックするという部署は、役場の中には置かないということですね。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 情報管財課がその業務を行うということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

杉本議員。

○17番（杉本信一君） 1点だけちょっと教えていただきたいのですけれども、第7条の第4項、ページ数で言うと3ページです。第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、その後なのですけれども、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは云々で、登録簿を作成しないことができるというふうになっています。これは、具体的にはどういうことを想定してこの条項があるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 基本的には登録簿に登録するというところでございますけれども、特に何か支障がある事案が出てきたときのためということで設定をしておりますので、今現在これということで考えている部分はないということでございます。

以上です。（杉本議員「だから、具体的に何を想定しているかということを知っているのだけれども、何もないということなの、今の答えでいくと」と呼ぶ）

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 今、登録簿に登録するように、また、特定個人情報の保護評価書等を作成して公表しておりますけれども、それらに基づく部分の中で、もしそれらに適正に該当しない部分等がある場合についてはということで設定をしているところでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） 個人情報の消滅というのは、例えば死亡したときに消滅するのか、あるいは意図的にやめたいということが可能なかどうなのかなど。そして、例えばある人が死亡して、死亡届を出すと。その時点で個人の番号が消滅するというものなのか。ある程度死亡してから期間というものがあるかどうなのか。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 個人情報につきましては、死亡者も含めてということで制定をされているものでございまして、番号等の取り扱いということでございますけれども、これにつきましては、死亡後についても番号関係で対象になってくる部分があるかと存じますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 今の関連ですけれども、一度今回ついてしまうと、亡くなってからもずっと、未来永劫その番号というのは今回つけた人に対して抹消されずにずっとついていくという意味に今とれたのだけれども、そういう意味でいいのですよね。だから、番号というのは今12桁だけれども、未来永劫だから、数の数え方は何とか光年というものもあるけれども、そういう部分まで想定して今回ナンバー制度というのはあるのでしょうか。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 個人番号につきましては、国民一人一人に番号が振られるものでありまして、その番号を使い回すようなことはないというふうに考えております。あくまでも1人ずつに順番に新しい番号を、また、出生等をした場合については、新しい番号をつくって付番を押していくという制度でございまして。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第7号及び日程第18 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について、日程第18 議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定について、以上2件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について御説明いたします。

本条例は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例。

本条例は、6条の構成となっております。

第1条は、本条例の設置に関する規定でありまして、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立するため設置するものです。

第2条は基金の額に関して、第3条は管理に関して、第4条は運用益金の処理に関して、第5条は基金の処分に関して、第6条は委任に関してそれぞれ定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしてあります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についてを御説明いたします。

次のページをお開きください。

本条例は、遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金の貸付により、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立するため本条例を定める

ものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例。

本条例は、12条の構成となっております。

第1条は、本条例の目的に関する規定でありまして、旭川医科大学医学部の在学学生及び卒業生を対象に、修学に必要な資金の貸付けを行うことにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、町民への安定的な医療提供体制を確立することを目的とするものです。

第2条は貸付対象に関して、第3条は貸付条件に関してそれぞれ定めるものです。

第4条は、貸付申請に関する規定でありまして、連帯保証人の人数を遠軽町の他の貸付制度と同様に2人とするものです。

第5条は連帯保証人に関して、第6条は貸付決定の取消し等に関して、第7条は返還の債務の免除に関して、第8条は返還に関してそれぞれ定めるものです。

第9条は、違約金等に関する規定でありまして、本条例は返還を目的とした制度ではないこともあり、年10%の違約金、年15%の遅延利息につきましては、北海道医師養成確保修学資金等貸付条例を初め各自治体と同様の数値としております。

第10条は返還の猶予について、第11条は返還の債務の減免に関して、第12条は委任に関してそれぞれ定めるものです。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしてあります。

なお、次のページに、参考資料として遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例施行規則を添付させていただきましたので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定についての質疑を行います。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 1ページ目の第3条、貸付条件、修学資金の貸付金額は、月額5万円とするということなのですが、これ、委員会のほうで説明を受けたときに、深川も富良野も5万円というふうに記憶しているのですけれども、やはり遠軽町に強烈に引っ張りたいたいという気持ちを全町民は持っているのです。それで、この金額なのでも、5万円という、一律、あちらがこういう金額だから私たちもということではなくて、少な

《平成27年9月7日》

くても、差別化するという意味では、5万円になるか7万円になるか10万円になるかわかりませんが、この金額を将来、やってみなくてはまだわからないことなのですが、学生の応募という部分では差別化することで来やすくなるのかなと思ったり、考えるのですけれども、そこら辺は、今はこれとして、将来そういうふうな、変更という部分で期待したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

金額をただ上げればよいということについては、この間、富良野市にお邪魔をしてお話を伺ったときに、やはり金額の問題よりはその後のかかわりの問題、そちらのほうが非常に重要だというふうにお伺いをしました。そういうことも踏まえて、一度この金額、深川市と富良野市と同様の金額になりますけれども、それでやらせていただいて、もし差別化をしたほうが良いというふうになってきたときには検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付基金条例の制定について、議案第8号遠軽町旭川医科大学医師養成確保修学資金貸付条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、一活上程しました議案2件は、民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第19 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第9号遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第9号遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律の施行に伴い、遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が10月5日施行により、全国民に新たに個人番号の通知カードが無料交付され、申請により個人番号カードの交付を無料で受けることができることとなったため、印鑑登録の際の本人確認書類として追加するもの、また、新たなカードが交付されることにより、住民基本台帳カードが平成28年1月1日以降新交付を行わないため、有効期間の10年後に削除するものです。

これに伴い、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を削除し、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を追加するものです。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

遠軽町印鑑条例新旧対照表第1条関係につきましては、第4条第3項第1号中、住民基本台帳カードの次に「個人番号カード」を加えるものです。

遠軽町印鑑条例新旧対照表第2条関係につきましては、第4条第3項第1号中、「住民基本台帳カード」を削るものです。

2ページをお開き願います。

遠軽町印鑑条例新旧対照表第3条関係につきましては、第4条第3項第3号中、「オ」を「カ」とし、エの次に「オ 個人番号の通知カード」を加えるものです。

次に、遠軽町手数料条例新旧対照表第4条関係につきましては、別表第1第2条関係中、第35項を第36項とし、第17項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に「第17項、個人番号の通知カードの再交付 1件につき 500円」を加えるものです。

4ページをお開き願います。

遠軽町手数料条例新旧対照表第5条関係につきましては、別表第1（第2条関係）中、「第16項、住民基本台帳カードの交付及び再交付 1件につき 1,000円」、「第17項、個人番号の通知カードの再交付 1件につき 500円」を、「第16項、個人番号の通知カードの再交付 1件につき 500円」、「第17項、個人番号カードの再交付 1件につき 800円」に改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第1条及び第5条の改正規定、平成28年1月1日。

2号、第2条の改正規定、平成38年1月1日。

《平成27年9月7日》

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第20 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第10号遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大貫教育部総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） 議案第10号遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正についてを御説明いたします。

医師又は看護師として遠軽町内の医療機関に勤務する者に対し、遠軽町奨学資金の償還を減免するため、遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部を改正するものでございます。

次のページの別紙をごらん願います。

遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例でございまして、改正の内容につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、ごらん願います。

償還方法についての第19条第1項を全部改めるもので、奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月の初日（以下この項において「基準日」という。）から起算して、1年を経過した後7年以内に償還するものとする。ただし、基準日から起算して2年以内に医師又は看護師として町内の医療機関に勤務したときは、償還の方法を別に定めることができるものとするものでございます。

次に、償還金の減免についての第21条を全部改めるもので、本文を「町長は、奨学資金の貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、償還金の全部又は一部を減免することができる」とし、第1号に「第19条第1項ただし書に該当する者が、引き続き3年以上勤務したとき。」とし、第2号に「死亡したとき。」とし、第3号に「重度の心身障害その他やむを得ない理由により貸付金を償還することが困難であると認められるとき。」とするものでございます。

《平成27年9月7日》

前のページに戻りまして、附則としまして、第1項は、施行期日を平成28年4月1日とするもので、第2項につきましては、経過措置として、この条例による改正後の遠軽町奨学資金貸付基金条例の規定は、平成25年4月1日以後に奨学資金の貸付けを受けた者について適用するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町奨学資金貸付基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第11号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

増田丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（増田真一君） 議案第11号町道路線の変更について御説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、道路用地の取得に伴い、町道路線の変更について議会の議決を求めるものです。

変更する町道は、丸瀬布地域の駅前線でありまして、変更する町道の路線番号、起点、終点、幅員、延長につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、資料2より御説明いたしますので、赤番4、町道路線の変更に関する資料をお開き願います。

1ページは位置図でございまして、図面中央の1、駅前線が変更になる路線であります。以前から公衆用道路として利用されていた民地を道路用地として取得したことから、隣接する駅前線を延長して町道とするもので、丸印が起点、黒く塗られた矢印末端を新たに終点とするものです。

2ページ目は、その詳細図で、上段が変更前の地番図、下段が変更後の地番図でございます。起点は変更前と同じ丸瀬布東町206番地先、終点は西町1番12地先で、延長は109メートル伸びまして391メートルになります。幅員は、15メートルから20メートルを12.1メートルから20メートルに変更するものであります。

《平成27年9月7日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第22 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第22 議案第12号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第12号工事請負契約の変更契約の締結について御説明をいたします。

伐木及びすき取り処分量の精査による設計変更に伴いまして、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成26年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）であります。

契約金額は、変更前7,614万円、変更後7,493万400円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組代表取締役渡辺博行であります。

この工事につきましては、平成26年12月9日に議決をいただき、12月10日に契約を締結、12月11日から着工し、平成27年10月30日の完成を予定しているところでございますけれども、伐木及びすき取り処分量の精査による設計変更によりまして120万9,600円の減額となったことから、契約金額7,614万円を7,493万400円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

《平成27年9月7日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第23 議案第13号

○議長(前田篤秀君) 日程第23 議案第13号平成26年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長(久保英之君) 議案第13号平成26年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成26年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金4億2,285万7,227円のうち4億1,874万103円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号平成26年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 議案第14号

○議長(前田篤秀君) 日程第24 議案第14号平成26年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課長。

○水道課長(久保英之君) 議案第14号平成26年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成26年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金6億9,806万4,045円を全額資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会

《平成27年9月7日》

の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号平成26年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 議案第15号から日程第28 議案第18号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第15号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）、日程第26 議案第16号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第27 議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第28 議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

1時まで暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第15号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,958万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億1,150万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の廃止及び変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に308万9,000円を追加、3

項委託金に31万4,000円を追加し、総額を12億4,255万8,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、3項委託金を184万7,000円減額し、総額を5億8,698万8,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に1,456万1,000円を追加し、総額を2,160万3,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を4,626万円減額し、総額を4億3,120万7,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に332万8,000円を追加し、総額を2億3,937万1,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に7,640万円を追加し、総額を25億6,010万円とするものです。

これによりまして、歳入合計155億6,192万3,000円に4,958万5,000円を追加し、総額を156億1,150万8,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,499万9,000円を追加、2項徴税費に210万円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に952万2,000円を追加、4項選挙費を171万2,000円減額し、総額を27億2,666万円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に31万4,000円を追加、2項児童福祉費に42万円を追加し、総額を27億2,189万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に254万2,000円を追加、6項社会教育費に10万円を追加、7項保健体育費に130万円を追加し、総額を23億9,104万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計155億6,192万3,000円に4,958万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の156億1,150万8,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

廃止につきましては、人材開発センターボイラー改修事業及びいこいの森整備事業は、起債が認められなかったため、地方債を廃止するものです。

変更につきましては、歯科診療所医療機器整備事業及びごみ焼却施設整備事業は、起債対象経費の精査に伴い、それぞれ限度額を変更するものです。除雪機械整備事業は、国の交付金の減額に伴い限度額を変更するものです。臨時財政対策債は、額の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

《平成27年9月7日》

9 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、総務一般経費 6 0 7 万 1, 0 0 0 円は、ふるさと納税寄附者の増加に伴う表彰等記念品 4 0 3 万 8, 0 0 0 円、通信運搬費 5 0 万 3, 0 0 0 円、合併 1 0 周年記念講演会の開催に伴う講師謝礼金 1 5 万円、食糧費 3 6 万円、会場使用料 2 万円、要望活動の増加に伴う普通旅費 1 0 0 万円を計上するものです。

5 目財産管理費、ラジオ聴取環境整備事業 9 万 8, 0 0 0 円は、遠軽ラジオ局の音声電送装置の不具合による点検費用として手数料を計上するものです。

1 5 目基金運営費、基金運営事業 1, 4 4 6 万 1, 0 0 0 円は、指定寄附金 1 0 件、1 5 4 万円、ふるさと納税寄附金 3 9 7 件、1, 2 9 2 万 1, 0 0 0 円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

1 6 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業 1, 4 3 6 万 9, 0 0 0 円は、地域住民生活等緊急支援のための交付金の上乘せ交付による事業として、道の駅整備に係る視察報償費 1 7 万 1, 0 0 0 円、同じく視察に係る普通旅費 1 1 万 4, 0 0 0 円、健康管理システムの更新に係る備品購入費 6 4 1 万 6, 0 0 0 円、遠軽高等学校通学区域外通学等助成金 6 6 0 万円、鳥獣捕獲担い手育成事業助成金 1 0 6 万 8, 0 0 0 円を計上するものです。

2 項徴税费 2 目賦課徴収費、賦課徴収一般経費 2 1 0 万円は、法人町民税の確定申告に伴う過誤納還付金を計上するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業 9 5 2 万 2, 0 0 0 円は、社会保障税番号制度の導入に伴う個人番号カードの交付事務等に係る経費として、嘱託職員 1 人、6 か月間の報酬 8 5 万 3, 0 0 0 円、同じく嘱託職員の社会保険料 1 4 万円、住民データの提出に係る普通旅費 4 万 6, 0 0 0 円、申請用紙に係る消耗品費 3 万円、通知の郵送に係る通信運搬費 4 3 万円、カードプリンターの事務機器借上料 5 1 万 9, 0 0 0 円、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る負担金 7 5 0 万 4, 0 0 0 円を計上するものです。

4 項選挙費 2 目知事及び道議会議員選挙費、知事及び道議会議員選挙一般事務費 1 7 1 万 2, 0 0 0 円の減額は、事務の執行精査により選挙管理委員会委員報酬から備品購入費までをそれぞれ減額するものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、国民年金事業 3 1 万 4, 0 0 0 円は、制度の改正により国民年金システム改修業務委託料を計上するものです。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、学童保育事業 1 9 万 5, 0 0 0 円は、放課後児童健全育成事業を実施している丸瀬布中央公民館の研修室を畳敷きにするため、畳の購入に係る備品購入費を計上するものです。子ども・子育て支援事業 2 2 万 5, 0 0 0 円は、在宅介護支援センター事業等の委託に係る町有車料の貸し付けが不要となったことから、当該車両を子育て支援課で使用することによる車検等の維持管理経費として、スノーワイパー等の消耗品費 1 万円、燃料費 3 万 7, 0 0 0 円、修繕料 9 万 3, 0 0 0 円、手数料 9,

《平成 2 7 年 9 月 7 日》

000円、自動車損害保険料2万7,000円、スタッドレスタイヤの購入に係る備品購入費3万9,000円、自動車重量税1万円を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費は、地方債の変更に伴う財源の振替です。

2項清掃費2目塵芥処理費は、地方債の変更に伴う財源の振替です。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費は、地方債の廃止に伴う財源の振替です。

7款商工費1項商工費5目観光施設費は、地方債の廃止に伴う財源の振替です。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費は、地方債の変更に伴う財源の振替です。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費254万2,000円は、中体連等の全道大会出場による学校行事負担金を計上するものです。

6項社会教育費2目図書館費、図書館図書室管理運営事業10万円は、指定寄附による図書購入費を計上するものです。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費130万円は、秋合宿の増加によるスポーツ合宿誘致推進委員会への社会体育振興補助金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,967万7,000円は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の追加です。

5目土木費国庫補助金1,658万8,000円の減額は、除雪機械購入費交付金の減額です。

3項委託金2目民生費委託金31万4,000円は、国民年金事務委託金の追加です。

15款道支出金3項委託金1目総務費委託金184万7,000円の減額は、知事及び道議会議員選挙費委託金の減額です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金164万円は、社会福祉振興資金として3件22万円、まちづくり振興資金として4件120万円、医師養成確保修学資金貸付資金として1件5万円、スポーツ振興資金として2件7万円、図書館図書購入費として1件10万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,292万1,000円は、397件のふるさと納税をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、4,626万円を減額するものです。

20款諸収入5項雑入5目過年度収入332万8,000円は、障がい者自立支援給付費負担金等の確定によるものです。

21款町債1項町債3目衛生債720万円は、歯科診療所医療機器整備事業債及びごみ焼却施設整備事業債の追加です。

《平成27年9月7日》

4目労働債2,240万円の減額は、人材開発センターボイラー改修事業債の減額です。

5目商工債410万円の減額は、いこいの森整備事業債の減額です。

6目土木債1,660万円は、除雪機械整備事業債の追加です。

9目臨時財政対策債は、7,910万円を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第16号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,944万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に876万7,000円を追加し、総額を876万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計16億3,067万8,000円に876万7,000円を追加し、総額を16億3,944万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に876万7,000円を追加し、総額を897万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計16億3,067万8,000円に876万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の16億3,944万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、償還金876万7,000円につきましては、平成26年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金876万7,000円につきましては、平成26年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

《平成27年9月7日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成27年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

支出につきまして、第1款水道事業費用第1項営業費用に250万円を追加し、総額を5億4,703万1,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算（第2号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費24節工事請負費250万円の追加は、丸瀬布簡易水道の予備水源として丸瀬布川から止水する施設の護岸ブロックが、7月31日の集中豪雨により破損したため復旧工事を行うものです。

なお、参照資料として、赤番5、平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）に関する資料の中で、工事箇所、平面図、断面図を記載しておりますので、お目通し願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、平成27年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用に99万5,000円を追加し、総額を9億5,059万円とするものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算（第2号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費5節報酬85万3,000円及び6節法定福利費14万2,000円の追加は、下水道担当職員が10月から産休育児休暇を取得するため、嘱託職員1名を採用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案4件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

《平成27年9月7日》

これより、議案第15号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、17ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、21ページから24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款労働費、25ページから26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、27ページから28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、29ページから30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、31ページから36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 18款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

《平成27年9月7日》

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実質計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第18号の質疑を終わります。

以上で議案4件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第15号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

《平成27年9月7日》

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第29 認定第1号から日程第36 認定第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第29 認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第2号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第3号平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第4号平成26年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第5号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第6号平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第7号平成26年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第36 認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上8件は関係がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

小野寺会計管理者。

○会計管理者（小野寺 健君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成26年度遠軽町各会計ごとの決算認定につきまして、認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、6会計の決算概要につきまして説明させていただきます。

説明資料につきましては、お手元の赤番6番、7番、9番から12番の6冊でございます。赤番6番は、一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書で、赤番7番は、歳入歳出決算概要説明書です。赤番9番は、地方自治法の規定に基づく

《平成27年9月7日》

主要な施策の成果説明書です。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書で、赤番10番は歳入歳出決算審査意見書、赤番11番は基金運用状況審査意見書、赤番12番は健全化判断比率及び特別会計資金不足比率審査意見書です。

それでは、認定第1号平成26年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番6番、歳入歳出決算書をごらん願います。

決算書の1ページから4ページ、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計は、148億82万4,150円です。右列に移りまして、不納欠損額の合計は、292万326円です。

なお、不納欠損の内訳は、別冊赤番7番、歳入歳出決算概要説明書の7、不納欠損額調をごらん願います。

4ページに戻りまして、次の列、収入未済額の合計は2億5,118万9,501円で、内訳は、同じく赤番7番、決算概要説明書の5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調をごらん願います。

決算額に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページ左列、支出済額の歳出の合計は、143億5,899万7,918円です。

右列に移りまして、翌年度繰越額の合計は、1億5,041万4,000円です。

次の列、不用額の合計は、3億6,574万6,082円です。

7ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は4億4,182万6,232円で、このうち1億5,500万円を地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものです。

次に、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから202ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、203ページをお開き願います。

203ページの表中、5、実質収支額につきましては、3億811万2,000円です。

その下、6、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額は1億5,500万円で、これは、先ほど述べましたとおりに、財政調整基金に繰り入れをしております。

次に、認定第2号に移ります。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

《平成27年9月7日》

決算書の204ページをお開き願います。

204ページ及び205ページは、歳入に係る決算額で、205ページ、左列の収入済額の歳入合計は、24億9,050万7,514円です。

右列に移りまして、不納欠損額の合計は、429万2,499円です。

なお、不納欠損の内訳は、別冊赤番7番、歳入歳出決算概要書の7、不納欠損額調をごらん願います。

205ページ、次の列、収入未済額の合計は9,802万2,380円で、内訳は、赤番7番、決算概要説明書、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調をごらん願います。

次に、206ページをお開き願います。

206ページ及び207ページは、歳出に係る決算額です。

207ページの左列、支出済額の歳出合計は、24億1,093万7,182円です。

右列に移りまして、翌年度繰越額の合計は、0円です。

次に、不用額の合計は、7,536万1,818円です。

206ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、7,957万332円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、208ページから227ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどよろしく願います。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、228ページをお開き願います。

228ページ、表中、5、実質収支額は、7,957万円です。

次に、認定第3号平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の229ページをお開き願います。

229ページと230ページは歳入に係る決算額で、230ページ、左列、収入済額の歳入合計は、3億109万904円です。

右列に移りまして、不納欠損額の合計は、5万9,300円です。

なお、不納欠損の内訳は、赤番7番、歳入歳出決算概要説明書の7、不納欠損額調をごらん願います。

230ページ、次の列、収入未済額の合計は38万327円で、内訳は、同じく赤番7番、決算概要説明書の5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調をごらん願います。

次に、231ページをお開き願います。

231ページ、232ページは、歳出に係る決算額です。

232ページ、左列、支出済額の歳出合計は、2億9,938万2,520円です。

右列、翌年度繰越額の合計は、0円です。

《平成27年9月7日》

次に、不用額の合計は、41万8,480円です。

231ページに戻りまして、欄外に記載の歳入歳出差引残額は、170万8,384円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、233ページから236ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、237ページをお開き願います。

237ページ、表中、5、実質収支額は、170万8,000円です。

次に、認定第4号平成26年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明いたします。

決算書の238ページをお開き願います。

238ページ、239ページは歳入に係る決算書で、239ページ左列、収入済額の歳入合計は、15億7,775万1,600円です。

右列、不納欠損額の合計は20万7,300円で、不納欠損額の内訳につきましては、別冊、赤番7番、歳入歳出決算概要説明書の7、不納欠損額調をごらん願います。

次に、収入未済額の合計は、209万90円です。内訳は、同じく赤番7番、決算概要説明書、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調をごらん願います。

次に、240ページをお開き願います。

240ページ及び241ページは歳出に係る決算額で、241ページ左列、支出済額の歳出合計は、15億4,350万9,502円です。

右列に移りまして、翌年度繰越額の合計は、0円です。

次に、不用額の合計は、4,647万8,498円です。

240ページに戻りまして、欄外記載の歳入歳出差引残額は、3,424万2,098円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、242ページから253ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、254ページ、表中、5、実質収支額は、3,424万2,000円です。

次に、認定第5号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書255ページをお開き願います。

255ページより256ページは歳入に係る決算額で、256ページ左列、収入済額の歳入合計は、874万4,170円です。

右列に移りまして、不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともに0円です。

次に、257ページをお開き願います。

《平成27年9月7日》

257ページ及び258ページは、歳出に係る決算額です。

258ページ左列、支出済額の歳出合計は、864万2,762円です。

右列、翌年度繰越額の合計は、0円です。

不用額の合計につきましては、15万6,238円です。

257ページに戻りまして、欄外記載の歳入歳出差引残額は、10万1,408円です。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、259ページから262ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

続けて、実質収支に関する調書につきまして、263ページをお開き願います。

表中、5、実質収支額は、10万1,000円となります。

続けて、認定第6号平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の264ページをお開き願います。

264ページ及び265ページは歳入に係る決算額で、265ページ、収入済額の歳入合計は、830万7,444円です。

右列に移りまして、不納欠損額及び収入未済額の合計は、0円です。

次に、266ページ及び267ページは歳出に係る決算額で、267ページ左列、支出済額の歳出合計は、830万7,444円です。

右列に移りまして、翌年度繰越額の合計は、0円です。

不用額の合計は、556円となります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略させていただきますが、268ページから271ページまで、歳入歳出それぞれ各節ごとに記載をしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

次に、実質収支に関する調書につきまして、272ページをお開き願います。

表中、5、実質収支額は、0円です。

次に、決算書の273ページから281ページは、平成26年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しています。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊、赤番7番、平成26年度遠軽町一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開きください。

1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表です。

1ページ上段、一般会計、歳入の列、予算額（A）及び2ページ、同じく一般会計、歳出の列、予算額（C）は、平成25年度繰越明許費の額3億7,346万円を含むものです。

《平成27年9月7日》

同じく1ページ、一般会計、歳入の列、差し引き（B-A）は、平成26年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額1,670万円を含むものです。

2ページ、同じく一般会計、歳出の列、差し引き（C-D）は、平成26年度繰越明許費の額1億5,041万4,000円を含むものです。その右端の列、一般会計、歳入歳出差引残額（B-D）は、平成26年度繰越明許費に係る一般財源の額1億3,371万4,000円を含むものです。

次に、3ページから24ページは、各会計の歳入歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものでございます。詳細については省略をさせていただきます。

25ページをお開き願います。

25ページ及び26ページは、3、歳入・歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフにより表したものでございます。詳細については省略をさせていただきます。

次に、27ページから44ページは、4、各款の中で節の占める金額及び比率で、各会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳です。詳細については説明を省略させていただきます。

次に、45ページ及び46ページは、5、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものでございます。

47ページから51ページは、6、収入未済額調で、町税以外の収入未済額の内訳でございませう。

続けて、52ページから57ページは、7、不納欠損額調で、平成26年度における不納欠損額の年度別内訳でございませう。

58ページから61ページは、8、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳でございませう。

続けて、62ページ及び63ページは、9、公債費に関する調で、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものでございませう。

64ページ及び65ページは、10、基金運用状況で、基金ごとの内訳です。65ページ、左から2列目、決算年度末現在高（I）の合計額は、81億4,384万1,186円です。また、右端の列、本年5月末現在高（P）の合計額は、93億1,993万3,265円です。

次に、平成26年度定額運用基金運用状況につきまして、66ページは遠軽町土地開発基金運用状況、67ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況のそれぞれ内訳になっております。詳細については省略をさせていただきます。

その他、お手元の別冊資料につきまして、赤番9番から12番につきましては、詳細説明を省略をさせていただきますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上、平成26年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。

《平成27年9月7日》

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 平成26年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第7号平成26年度遠軽町水道事業会計決算認定について及び認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料は、配付の赤番8と赤番13です。赤番8は、水道事業会計及び下水道会計の決算書でございます。赤番13は、監査委員の企業会計決算審査意見書でございます。

それでは、認定第7号平成26年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明いたします。

1ページから4ページまでは平成26年度遠軽町水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益までを合わせて、決算額5億4,443万4,477円でございます。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費までを合わせて、決算額4億7,983万3,926円でございます。

3ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第3項他会計補助金までを合わせて、決算額1億1,310万8,000円でございます。

4ページは支出で、第1款資本的支出、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金を合わせて、決算額2億6,526万2,437円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,215万4,437円は、過年度分損益勘定留保資金9,199万7,608円、当年度分損益勘定留保資金4,365万3,990円、減債積立金1,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額650万2,839円で補填したところでございます。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で、当年度純利益は5,536万2,360円となっております。6ページは剰余金計算書、7ページは剰余金処分計算書です。8ページから12ページは、平成27年3月31日現在の貸借対照表でございます。

13ページからの決算附属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、認定第8号平成26年度遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

35ページから38ページまでは平成26年度遠軽町下水道事業決算報告書でありまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

35ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益までを合わせて、決算額11億2,865万2,831円です。

《平成27年9月7日》

36ページは支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費までを合わせて、決算額9億1,102万2,211円です。

37ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項分担金及び負担金までを合わせて、決算額2億3,748万9,500円です。

38ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額6億4,675万6,130円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億926万6,630円は、過年度分損益勘定留保資金1,026万1,246円、当年度分損益勘定留保資金2億4,500万5,751円、繰越利益剰余金処分量1,303万410円、当年度利益剰余金処分量1億68万4,394円、減債積立金4,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28万4,829円で補填したところでございます。

次に、財務諸表ですが、39ページの損益計算書では、当年度純利益が2億1,734万5,791円となっております。

40ページは剰余金計算書、41ページは剰余金処分計算書です。42ページから46ページは、平成27年3月31日現在の貸借対照表でございます。

事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番13の遠軽町企業会計決算審査意見書は、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査における監査委員の意見書であります。御参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

---

### ◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

一括上程しました平成26年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度決算認定8件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

---

午後 2時39分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《平成27年9月7日》

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に黒坂議員が選出されましたので、御報告いたします。

---

#### ◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会します。

午後 2時40分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署名議員		奥田稔
署名議員		山谷敬二